

令和7年度青森県私立高等学校等就学支援費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、私立の高等学校等における教育の振興と保護者等の授業料等の負担の軽減を図るため、県内において高等学校等を設置する者が行う私立高等学校授業料等軽減事業（授業料等軽減事由に該当することによって授業料又は入学金の納付が困難となった軽減対象生徒に対して行う授業料又は入学金の全部又は一部の軽減をいう。）に要する経費について、令和7年度予算の範囲内において、当該設置者に対し、青森県私立高等学校等就学支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 軽減対象生徒 県内の私立の高等学校の全日制の課程、通信制の課程若しくは専攻科、専修学校の高等課程又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程若しくは同項第3号に掲げる各種学校に在籍する生徒（以下単に「生徒」という。）であつて、授業料等軽減事由に該当するものをいう。
- (2) 就学支援金 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金をいう。
- (3) 学び直しへの支援金 令和7年度青森県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱（令和7年4月15日青森県こども家庭部長決定）第1に規定する学び直しへの支援金をいう。
- (4) 専攻科支援金 令和7年度青森県私立高等学校専攻科修学支援金交付要綱（令和7年4月15日青森県こども家庭部長決定）第1に規定する専攻科支援金をいう。
- (5) 授業料等軽減事由 ア（ア）若しくは（イ）又はイごとに、それぞれの表の右欄に定める事由をいう。

ア 授業料の軽減

- （ア）高等学校の全日制の課程若しくは通信制の課程、専修学校の高等課程若しくは専門課程又は各種学校に在籍する生徒の場合

区分	事由
通常分1	次に掲げる場合の全てに該当すること。 ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（生徒が履修する科目的単位数に応じて授業料の額を定める学校（以下「単位制の学校」という。）の場合は、1単位当たり4,812円）以下の額となつた場合 イ 令和7年度分（授業料の軽減を受ける月が令和7年6月までの月であるときは、令和6年度分）の保護者等の市町村民税の課税標準額（就

	<p>学支援金の受給に係る生徒が当該年度の前年度の12月31日において当該保護者の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第9号に規定する扶養親族(以下「市町村民税に係る扶養親族」という。)である場合において、当該生徒が当該前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、当該課税標準額から330,000円を控除して得た金額、学び直しへの支援金の受給に係る生徒が早生まれであり、市町村民税の特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅れる場合(保護者等が当該早生まれの生徒を自己の市町村民税に係る扶養親族とする場合に限る。)にあっては、当該課税標準額から120,000円を減じた額)に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額(当該保護者等が政令指定都市により市町村民税の所得割を課されるものについては、当該額に4分の3を乗じた額)を減じた額(以下この表において「授業料軽減算定基準額」という。)(保護者等が2人以上いるときは、当該保護者等それぞれについて計算した額を合算した額。以下この表において同じ。)が154,500円以上207,900円未満となった場合</p>
通常分2	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 就学支援金の額が月額33,000円又は学び直しへの支援金の額が月額24,750円以下の額となった場合</p> <p>イ 授業料軽減算定基準額が154,500円未満となった場合</p>
家計急変1	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円(単位制の学校の場合は、1単位当たり4,812円)以下の額となった場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額に相当する額として高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成22年政令第112号。以下「就学支援金支給政令」という。)第1条第3項の文部科学省令で定める方法により算定した額の例により算定した額(保護者等が2人以上いるときは、離職等をした保護者等の当該額及びそれ以外の保護者等の授業料軽減算定基準額を合算した額。以下この表において「授業料軽減算定基準額相当額」という。)が154,500円未満となった場合</p>
家計急変2	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円(単位制の学校の場合は、1単位当たり4,812円)以下の額となった場合</p> <p>イ 授業料軽減算定基準額が207,900円以上304,200円未満となった場合</p> <p>ウ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額相当額が154,500円以上207,900円未満となった場合</p>
家計急変3	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 授業料軽減算定基準額が304,200円以上となった場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額相当額が207,900円以上304,200円未満となった場合</p>

家計急変 4	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 授業料軽減算定基準額が304,200円以上となった場合 イ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額相当額が154,500円以上207,900円未満となった場合</p>
家計急変 5	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること（当該生徒が就学支援金支給政令第1条第3項に規定する特例受給資格者又は青森県私立高等学校等学び直しへの支援金取扱要領第3第1項に規定する特例受給資格者である場合を除く。）。</p> <p>ア 授業料軽減算定基準額が304,200円以上となった場合 イ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額相当額が154,500円未満となった場合</p>

(イ) 高等学校の専攻科に在籍する生徒の場合

区分	事由
家計急変 1	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 専攻科支援金の額が月額17,800円以下の額となった場合 イ 生計維持者の離職等により家計が急変し、次項に規定する専攻科授業料軽減算定基準額に相当する額として就学支援金支給政令第1条第3項の文部科学省令で定める方法により算定した額の例により算定した額（生計維持者が2人の場合は、離職等をした生計維持者の当該額及びそれ以外の生計維持者の次項に規定する専攻科授業料軽減算定基準額を合算した額。以下この表において「専攻科授業料軽減算定基準額相当額」という。）が100円未満となった場合</p>
家計急変 2	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること（当該生徒が青森県私立高等学校専攻科修学支援金取扱要領第3第1項に規定する特例受給資格者である場合を除く。）。</p> <p>ア 令和7年度分(授業料の軽減を受ける月が令和7年6月までの月であるときは、令和6年度分)の生計維持者の市町村民税の課税標準額（生徒が早生まれであり、市町村民税の特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅れる場合(生計維持者が当該早生まれの生徒を自己の市町村民税に係る扶養親族とする場合に限る。)にあっては、生計維持者の市町村民税の課税標準額から120,000円を減じた額。）に6%を乗じた額から生計維持者の市町村民税の調整控除の額(当該保護者等が政令指定都市により市町村民税の所得割を課されるものについては、当該額に4分の3を乗じた額)を減じた額（以下この表において「専攻科授業料軽減算定基準額」という。）（生計維持者が2人の場合は、それぞれの専攻科授業料軽減算定基準額を合算した額。以下この表において同じ。）が51,300円以上となった場合 イ 生計維持者の離職等により家計が急変し、専攻科授業料軽減算定基準額相当額が100円以上51,300円未満となった場合</p>

家計急変 3	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること（当該生徒が青森県私立高等学校専攻科修学支援金取扱要領第3第1項に規定する特例受給資格者である場合を除く。）。</p> <p>ア 専攻科授業料軽減算定基準額が51,300円以上となった場合 イ 生計維持者の離職等により家計が急変し、専攻科授業料軽減算定基準額相当額が100円未満となった場合</p>
--------	--

イ 入学金の軽減

区分	事由
通常分	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること（当該生徒が就学支援金支給政令第1条第3項に規定する特例受給資格者又は青森県私立高等学校等学び直しへの支援金取扱要領第3第1項に規定する特例受給資格者である場合を除く。）。</p> <p>ア 入学した日の属する月における就学支援金の額が月額33,000円又は学び直しへの支援金の額が月額24,750円（高等学校の通信制の課程の場合は月額24,750円、単位制の学校の場合は1単位当たり12,030円）以下の額となった場合 イ 令和7年度分（入学した日の属する月が令和7年6月までの月であるときは、令和6年度分）の保護者等の市町村民税の課税標準額（就学支援金の受給に係る生徒が当該年度の前年度の12月31日において当該保護者の市町村民税に係る扶養親族である場合において、当該生徒が当該前年度の1月1日から同年3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、当該課税標準額から330,000円を控除して得た金額、学び直しへの支援金の受給に係る生徒が早生まれであり、市町村民税の特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅れる場合（保護者等が当該早生まれの生徒を自己の市町村民税に係る扶養親族とする場合に限る。）にあっては、当該課税標準額から120,000円を減じた額）に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額（当該保護者等が政令指定都市により市町村民税の所得割を課されるものについては、当該額に4分の3を乗じた額）を減じた額（以下この表において「入学金軽減算定基準額」という。）（保護者等が2人以上いるときは、当該保護者等それぞれについて計算した額を合算した額。以下この表において同じ。）が0円となった場合</p>
家計急変	<p>次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 入学金軽減算定基準額が1円以上となった場合 イ 入学した日の属する月の前に保護者等の離職等により家計が急変し、入学金軽減算定基準額に相当する額として就学支援金支給政令第1条第3項の文部科学省令で定める方法により算定した額の例により当該月現在で算定した額（保護者等が2人以上いるときは、離職等をした保護者等の当該額及びそれ以外の保護者等の入学金軽減算定基準額を合算した額。）が0円となった場合</p>

- (6) 保護者等 生徒に保護者（当該生徒の親権を行う者（当該親権を行う者がないときは、未成年後見人）をいい、法人である未成年後見人、児童相談所又は児童福祉施設の長、民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び当該生徒が就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。）がいる場合にあっては当該保護者をいい、生徒に保護者がいない場合にあっては当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持しているときは、当該他の者）をいう。
- (7) 生計維持者 生徒に父母がいる場合は当該父母とし、生徒に父母がいない場合又は生徒が次に掲げる者である場合は当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）をいう。
- ア 満18歳となる日の前日において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- イ 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設に入所していた者
- ウ 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- エ イ又はウに掲げる者に準ずるものとして適切と認められる者

（補助金の額）

第3 補助金の額は、次に掲げる額の合計額以内の額とする。

- (1) 授業料等軽減事由に該当するとして授業料の軽減を受ける軽減対象生徒ごとに、授業料の年額から就学支援金、学び直しへの支援金若しくは専攻科支援金の年額を控除した額又は次に掲げる授業料等軽減事由に係る区分に応じた額に当該軽減を行う月数（単位制の学校の場合にあっては、当該軽減に係る履修単位数。ただし、年間30単位、通算74単位を上限とする。）を乗じて得た額のいずれか低い額

ア 高等学校の全日制の課程若しくは通信制の課程、専修学校の高等課程若しくは専門課程又は各種学校に在籍する軽減対象生徒の場合

区分	(ア) (イ) 及び (ウ) 以外	(イ) 高等学校の通信制 の課程在籍	(ウ) 単位制の学校在籍
通常分1	9,900円	9,900円	4,812円
通常分2	2,000円	-	-
家計急変1	25,100円 (学び直しへの支援金の受給に 係る生徒の場合にあっては)	14,850円	7,218円

	14,850 円)		
家計急変 2	9,900 円	9,900 円	4,812 円
家計急変 3	9,900 円	9,900 円	4,812 円
家計急変 4	19,800 円	19,800 円	9,624 円
家計急変 5	35,000 円 (学び直しへの支援金の受給 に係る生徒の場合にあっては 24,750 円)	24,750 円	12,030 円

イ 高等学校の専攻科に在籍する軽減対象生徒の場合

家計急変 1	17,800 円
家計急変 2	17,800 円
家計急変 3	35,600 円

- (2) 授業料等軽減事由に該当するとして入学金の軽減を受ける軽減対象生徒ごとに、当該軽減に係る額（その額が入学金の額から青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和43年3月青森県条例第7号）第2条の規定による県立高等学校の入学金の額を控除した額を超える場合にあっては、当該控除後の額）又は50,000円のいずれか低い額

（申請書等）

第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 令和7年度私立高等学校授業料等軽減事業計画総括表（第2号様式）
(2) 令和7年度私立高等学校授業料等軽減事業計画書（第3号様式）

（補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容について変更（補助金の額に変更を生じない軽微な変更を除く。）をしようとするときは、令和7年度青森県私立高等学校等就学支援費補助金変更交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けること。
ア 令和7年度私立高等学校授業料等軽減事業変更計画総括表（第5号様式）
イ 令和7年度私立高等学校授業料等軽減事業変更計画書（第3号様式）
- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類及び帳簿を備え付け、これらを令和8年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (3) 補助事業の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、概算払により交付する。

(補助金の請求)

第8 補助金の請求は、令和7年度青森県私立高等学校等就学支援費補助金請求書（第6号様式）を知事が定める日までに知事に提出して行うものとする。

(状況報告)

第9 規則第10条の規定による報告は、知事が報告を求めた場合において、補助事業の状況を記載した状況報告書を知事が定める日までに提出して行うものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条による報告は、補助事業の完了の日から起算して10日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い期日までに令和7年度私立高等学校等授業料等軽減事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 令和7年度私立高等学校授業料等軽減事業実績総括表（第2号様式）

(2) 令和7年度私立高等学校授業料等軽減事業実績書（第3号様式）

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、補助事業その他補助金の取扱いについて必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月15日から施行し、同月以後に行われる私立高等学校授業料等軽減事業に係る補助金について適用する。

青森県私立高等学校等就学支援費補助金取扱要領

(趣旨)

- 1 この要領は、青森県私立高等学校等就学支援費補助金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(就学支援金の支給停止期間の取扱い)

- 2 休学等により就学支援金、学び直しへの支援金又は専攻科支援金の支給が停止している期間は、補助事業の対象から除くものとする。

(授業料等軽減事由における家計急変)

- 3 家計急変に係る事由に該当する期間は、保護者等又は生計維持者の離職等の事由が発生した日の属する月から授業料の納付が困難となる経済的状況が消滅した日の属する月までとする。

(補助事業の趣旨等の周知)

- 4 補助事業者は、補助事業の趣旨及び手続について、生徒、保護者等及び生計維持者に対し周知徹底を図るものとする。

(授業料等軽減願等)

- 5 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、授業料等軽減事由に該当するとして授業料又は入学金の軽減を希望する生徒に授業料等軽減願（要領別紙様式）及び次に掲げる事由ごとに定める書類を提出させるものとする。

事由	添付書類
通常分	就学支援金又は学び直しへの支援金の受給資格認定申請書又は収入状況届出書の添付書類（当該受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付したものと兼用できるものとする。）
家計急変	<ul style="list-style-type: none">・市町村民税課税等を証明する書類（課税証明書等）（離職等の事由が発生した保護者等以外の保護者等に係るものについては、就学支援金、学び直しへの支援金又は専攻科支援金の受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付したものと兼用できるものとする。）・離職等の事由を証明する書類（離職票の写し等）・離職等による家計急変後の収入を証明する書類（就学支援金、学び直しへの支援金及び専攻科支援金に係る家計急変支援制度において受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付する年収推計シート及び収入要件自己確認資料）

(入学金の軽減の上限回数)

- 6 生徒1人につき、通算1回に限る。
ただし、次のいずれかに該当する者に係る入学金は対象としない。
(1) 高等学校の全日制の課程若しくは通信制の課程、専修学校的高等課程又は高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程若しくは同項第3号に掲げる各種学校の転入学者又は編入学者
(2) 過去に入学金の軽減を受けたことがある者

(重複調整)

- 7 授業料の軽減について、当該生徒が複数の授業料等軽減事由に該当する場合であっても、補助金の交付申請に当たり、当該生徒に係る授業料等軽減事由は、各月いずれか一つとするものとし、授業料の軽減を行う月数ごとに補助金の額を算定する。

(授業料等軽減規定)

- 8 補助事業を行う学校設置者は、学則等により、生徒に対する授業料等軽減の規定を設けなければならない。

要領別紙様式（その1）

申請日 令和 年 月 日

学校設置者 殿

授業料等軽減願

(高等学校の全日制の課程若しくは通信制の課程、専修学校の高等課程若しくは専門課程又は各種学校用)

申出者 (生徒名)	ふりがな			
	氏名	姓	名	
	生年 月日	平成 年 月 日		
住所	都道 府県	市区 町村		

※以下、学校設置者又は学校記入欄

【軽減事由】

<input type="checkbox"/> イ	授業料の軽減 通常分1 次に掲げる場合の全てに該当すること。 ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（生徒が履修する科目的単位数に応じて授業料の額を定める学校（以下「単位制の学校」という。）の場合は、1単位当たり4,812円）以下の額となった場合 イ 当該年度分（授業料の軽減を受ける月が6月までの月であるときは、前年度分）の保護者等の市町村民税の課税標準額（就学支援金の受給に係る生徒が当該年度の前年度の12月31日において当該保護者の地方税法第292条第1項第9号に規定する扶養親族である場合において、当該生徒が当該前年度の1月1日から3月31日までの間に16歳に達した者であるときは、当該課税標準額から330,000円を控除して得た金額、学び直しへの支援金の受給に係る生徒が早生まれであり、市町村民税の特定扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅れる場合（保護者等が当該早生まれの生徒を自己の同号に規定する扶養親族とする場合に限る。）にあっては、当該課税標準額から120,000円を減じた額。以下同じ。）に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額（当該保護者等が政令指定都市により市町村民税の所得割を課されるものについては、当該額に4分の3を乗じた額）を減じた額（以下「授業料軽減算定基準額」という。）（保護者等が2人以上いるときは、当該保護者等それぞれについて計算した額を合算した額。以下同じ。）が154,500円以上207,900円未満となった場合			
	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> イ	授業料の軽減 通常分2 次に掲げる場合の全てに該当すること。 ア 就学支援金額が月額33,000円又は学び直しへの支援金の額が月額24,750円以下の額となった場合 イ 授業料軽減算定基準額が154,500円未満となった場合			
	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/> イ	入学金の軽減 通常分 次に掲げる場合の全てに該当すること（当該生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する特例受給資格者又は青森県私立高等学校等学び直しへの支援金取扱要領第3第1項に規定する特例受給資格者である場合を除く。）。 ア 入学した日の属する月における就学支援金の額が月額33,000円又は学び直しへの支援金の額が月額24,750円（高等学校の通信制の課程の場合は月額24,750円、単位制の学校の場合は1単位当たり12,030円）以下の額となった場合 イ 当該年度分（入学した日の属する月が6月までの月であるときは、前年度分）の保護者等の市町村民税の課税標準額に6%を乗じた額から保護者等の市町村民税の調整控除の額（当該保護者等が政令指定都市により市町村民税の所得割を課されるものについては、当該額に4分の3を乗じた額）を減じた額（以下「入学金軽減算定基準額」という。）（保護者等が2人以上いるときは、当該保護者等それぞれについて計算した額を合算した額。以下同じ。）が0円となった場合			
	<input type="checkbox"/>			
(添付書類) 就学支援金又は学び直しへの支援金の受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付した書類と兼用できるものとする。				

授業料の軽減	
	<p>家計急変 1 次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（単位制の学校の場合、1単位当たり4,812円）以下の額となった場合</p> <p>□ イ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額に相当する額として高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項の文部科学省令で定める方法により算定した額の例により算定した額（保護者等が2人以上いるときは、離職等をした保護者等の当該額及びそれ以外の保護者等の授業料軽減算定基準額を合算した額。以下「授業料軽減算定基準額相当額」という。）が154,500円未満となった場合</p>
	<p>家計急変 2 次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 就学支援金又は学び直しへの支援金の額が月額9,900円（単位制の学校の場合、1単位当たり4,812円）以下の額となった場合</p> <p>□ イ 授業料軽減算定基準額が207,900円以上304,200円未満となった場合</p> <p>ウ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額相当額が154,500円以上207,900円未満となった場合</p>
	<p>家計急変 3 次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>□ ア 授業料軽減算定基準額が304,200円以上となった場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額相当額が207,900円以上304,200円未満となった場合</p>
	<p>家計急変 4 次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>□ ア 授業料軽減算定基準額が304,200円以上となった場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額相当額が154,500円以上207,900円未満となった場合</p>
	<p>家計急変 5 次に掲げる場合の全てに該当すること（当該生徒が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する特例受給資格者又は青森県私立高等学校等学び直しへの支援金取扱要領第3第1項に規定する特例受給資格者である場合を除く。）。</p> <p>□ ア 授業料軽減算定基準額が304,200円以上となった場合</p> <p>イ 保護者等の離職等により家計が急変し、授業料軽減算定基準額相当額が154,500円未満となった場合</p>
入学金の軽減	
	<p>家計急変 次に掲げる場合の全てに該当すること。</p> <p>ア 入学金軽減算定基準額が1円以上となった場合</p> <p>□ イ 入学した日の属する月の前に保護者等の離職等により家計が急変し、入学金軽減算定基準額に相当する額として高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項の文部科学省令で定める方法により算定した額の例により当該月現在で算定した額（保護者等が2人以上いるときは、離職等をした保護者等の当該額及びそれ以外の保護者等の入学金軽減算定基準額を合算した額。）が0円となった場合</p>
(添付書類)	
	<p>1 離職等の事由が発生した保護者等について</p> <p>(1) 市町村民税の課税標準額等を証明する書類（課税証明書等）</p> <p>(2) 離職等の事由の証明書類 (離職票、戸籍謄本、破産宣告書等)</p> <p>(3) 離職等による家計急変後の収入の証明書類 (就学支援金及び学び直しへの支援金に係る家計急変支援制度において受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付する年収推計シート及び収入要件自己確認資料)</p> <p>2 その他の保護者等について</p> <p>(1) 市町村民税の課税標準額等を証明する書類（課税証明書等）</p>
※2 (1) の書類は、就学支援金又は学び直しへの支援金の受給資格認定申請書又は収入状況届出書に添付したものと兼用できるものとする。	